# 第3回 新クレジット制度の在り方に関する検討会 議事録

日 時: 平成24年6月18日(月)13:00~15:00

場 所: ルポール麹町 2F「ルビー」

出席者: 茅委員長、新美委員長代理、大塚委員、小林委員、荘林委員、田海委員、新

澤委員、松橋委員、宮城委員、椋田委員

事務局: 環境省 上田室長、経済産業省 飯田室長、農林水産省 大友室長、林野庁

赤堀管理官

### 議事次第:

1. 新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)

2. その他

# 開会

茅委員長: それでは、定刻となりましたので、本日の会議を始めたいと思います。

本日の会議は、新クレジット制度の在り方についての検討会の第3回会

合でございます。

本日の審議は、御覧のように公開とさせていただいております。議事については議事録をホームページに公開いたしますので、御了解をお願いします。

それでは最初に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

## ●配布資料の確認

上田室長: お手元の議事次第の下に、配布資料一覧とございます。資料 1、委員名簿、

資料 2、新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)(案)、資料 3、 今後のスケジュール(案)について、その他参考資料 1 と 2 の 2 点をつけ させていただいております。過不足等がありましたら事務局までお申し付

けください。

冒頭部分が終わりましたので、大変恐縮ではございますが、事前に御案 内をさせていただきましたとおり、カメラ撮りについてはここまでとした いと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

### 議題 1. 新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)

茅委員長: それでは、議事に入ります。

本日の議事は、新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)(案) という資料2がございますが、これを検討いただきます。 それでは事務局から説明をお願いいたします。

飯田室長:

それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

資料 2 は前回お諮りいたしました、骨子に先生方の御意見を肉付けさせていただきまして、さらに欠けている論点などを追記したものでございます。

「1.はじめに」でございますが、国内クレジット制度、あるいは J-VER 制度のこれまでの経緯について書いてございます。

国内クレジット制度は、中小企業の低炭素投資を促進するということを 目的に 2008 年 10 月に開始されまして、2011 年度末で承認事業 1,000 件以 上、クレジット認証が約 45 万 t ということでございます。

また、制度開始当初の目的としていた自主行動計画の目標達成ということだけでなく、最近では CSR、あるいはカーボン・オフセットなどにも活用されているということでございます。

J-VER 制度は、カーボン・オフセットの仕組みを活用いたしまして、国内の排出削減・吸収を促進するということで 2008 年 11 月に開始されておりまして、2011 年度末には登録プロジェクト数は 201 件、クレジット認証は 29 万 t というところでございます。

このように国内クレジット制度、J-VER 制度ともに着実に実績を伸ばしておりまして、国内における温室効果ガスの排出削減・吸収の推進に一定の貢献をしてきたのではないかということでございます。

両制度とも12年度末で一旦終了ということになっておりますので、ここに本検討会を開催いたしまして、13年度以降のクレジット制度についての基本的な視点の検討ということで、両制度の評価を行い、統合を提言するとともに、今後検討すべき諸論点についての方向性をお示ししたというものでございます。

「2.2013年度以降のクレジット制度についての基本的な視点」でございますが、2013年度以降の地球温暖化対策につきましても、引き続き積極的に推進していく必要があるということでございます。

エネルギー・環境会議で定められました基本方針におきましても、グリーン・イノベーションという形で、こういった分野の促進に大きく期待されているところでございます。

このような中、一般社団法人日本経済団体連合会で、現在は環境自主行動計画というものを作っておるわけでございますが、2020年までにつきましても、低炭素社会実行計画を策定して推進されていくということでございまして、引き続き産業界の積極的な取組という御表明がなされておりま

す。

また、CSR 活動、カーボン・オフセットなどの取組も拡大してきておりまして、件数でも非常に大きく伸びてございますし、2013 年度以降につきましても、地域のお祭り、イベント、あるいは商品、サービスの活用、東日本大震災の復興などさまざまな広がりが見込まれているところでございます。

こういった観点から、両クレジット制度をさらに進めることができるように、2013年度以降もこうした制度を継続することが必要であるということでございます。

そんな中、「3. 現行の国内クレジット制度、J-VER 制度の評価」がどうかということでございます。

(1) に全体評価とございますが、これは「1. はじめに」で御説明しましたので省略させていただきまして(2) のアンケート及びヒアリング結果ということでございます。この検討の報告を取りまとめるに当たりまして、アンケート及びヒアリングを行いました。御協力いただいた皆様方には感謝申し上げます。

こちらに結果の概要を簡単にまとめておりますが、まず制度に参加することを決めた理由につきましては、この中では収益、あるいは環境に優しいことをしているという PR というものがそれぞれの制度で非常に高く出ていたところでございます。

4 ページ、実際に参加して得られたメリットというものも、やはり売却収益、あるいは PR 効果が高かったということで一致しているところでございます。

他方、不便な点でございますが、それぞれでございますが、国内クレジット制度につきましては、事業計画を作成するのに手間がかかる、データを集めるのに手間がかかるなどということもございましたが、クレジットの価格が安いということも1つのポイントになってございます。

一方、J-VER 制度の不便な点につきましては、やはり手間の問題、時間がかかるといった問題についての御意見が多く出ました。

下のほうですが、これからもしクレジット制度が続いた場合どう思うか ということにつきましては、それぞれ両方とも、現行制度の発展的継続の 要望が非常に高く寄せられているところでございます。

5 ページ目は買い手側の皆さんにお伺いしたところ、共同実施者、あるいは購入者になることを決めた理由といたしましては、国内クレジットにつきましては自主行動計画の目標達成に活用といったものがあるわけでございますが、そのほかにもオフセットに使用するため、CSR活動のPRのた

め、地元企業の応援ということも出ております。

実際に参加して得られたメリットについても、それぞれ似たような傾向を示しておりまして、以上のようなことが実際にもメリットとして得られているということかと思います。

6 ページ目は、買い手側から見た不便な点を聞いたところ、国内クレジット制度については転売先を見つけるのが困難、クレジットを活用できる仕組みが少ないといったようなことがございますが、J-VER 制度につきましては、クレジット価格が高いという方向で出ておりまして、わかりにくいとかクレジットが活用できる仕組みが少ないといったところについては、両制度で似たような傾向を示しております。

クレジット制度を継続したらどう思うかということにつきましては、買い手側の皆さんからはいずれも非常に高い割合で再度参加したいという御意向が示されております。

6 ページの下のほうにはヒアリングについてまとめさせていただいております。国内クレジット制度については、すでに認証されているクレジットを新しい制度にも継承してほしい、あるいはクレジットを使う側にインセンティブが生まれるような何か方策はないだろうか、あるいは自主行動計画の参加の有無にかかわらず、中小事業者が参加できるような制度を期待するといった御意見が述べられました。

J-VER 制度につきましては、手続の簡素化でございますとか、森林吸収 プロジェクト由来のクレジットが非常にわかりやすいということで由来に ついての御意見もございました。

以上を総括いたしましたのが7ページの(3) アンケート及びヒアリング 結果の整理でございますが、まずは両制度の利用者から制度の継続、ある いは統合に期待する御意見が非常に多く寄せられております。

一方で手続の簡素化、あるいは購入インセンティブの生まれるような方 策などが求められていることもわかりました。

このような事業者からの御意見を踏まえますと、新しい制度は、制度の信頼性を確保するということと同時に、クレジット創出にかかる手続をできるだけ負担の少ないものにする、あるいはクレジットの需要拡大を図るために、購入側の手続の負担を減らすとか、クレジットを大口化するなど、取引の厚みを増していく必要がある。そのためにも移転手続の電子化を進めたり、あるいはクレジットの由来となるプロジェクトが何であったか、あるいはどんな方法論でやったのかといったことについて一覧できるような情報提供の在り方についても検討を行うべきではないか。

また、クレジット需要を喚起するためには、表彰制度の充実を図ったり、

消費者とのコミュニケーションという形で、カーボン・オフセットをより 身近な存在にするような取組も考えるべきではないかということでござい ます。

「4. 国内クレジット制度と J-VER 制度の統合に向けて」ということでございます。それぞれの制度は、もともと異なる目的のもとで別々の制度ということで開始されていたわけですけれども、方法論の内容で共通する部分が増えてきたり、活用の目的も似てきたということでございまして、やはり事業者の皆さんからわかりにくいのではないかといった状況が出てきております。

こういったことを解消していくために、より一層このクレジット制度の 活性化を図るという上で、両制度を統合すべきだということが結論でござ います。

新しい制度の設計に当たって、次の4つの理念に基づいて制度を構築すべきだということでございますが、1つ目は、現行の両制度の優れている点を取り入れて、よりよいものにして相互補完をしながら多様な主体が参加できるようにするということでございます。

2 つ目は、環境の観点から見て信頼が得られるものとするとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のあるものとするということでございまして、削減・吸収量が過大に評価されることはよくないわけですが、厳格にやりすぎて時間やコストがかかるのは参加インセンティブを削ぐことになりますので、両者のバランスが大事であります。

3 番目は、地域資源の活用ということで、地域の活性化につながるような制度にするということでございます。

4 番目に、国際的な視点も持とうということで、国際的な評価、あるい は海外における取組からも参考にされるようなものということでございま して、国際的な展開を見据えまして、諸外国の制度も参考にしながら利便 性の向上に努め、信頼性を確保するとともに、英語版のホームページなど も作って海外への情報発信にも努めることが必要だと思っております。

「5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方」は、具体的な論点でございますが、「(1) 制度の対象者」でございます。現在国内クレジット制度では、自主行動計画に入っている方は参加できないということでございますが J-VER 制度にはそのような制限はございません。今後、やはり対象者の範囲については制限を設けないこととすべきであるということでございますが、一方でダブルカウントという問題が出てくることも懸念されますので、その場合は活用先を CSR やカーボン・オフセットなどに限定するといったクレジットの活用先と併せて検討する必要があるということで、これ

は後ほど(4)でまた御説明いたします。

「(2)共同実施者」でございますが、J-VER制度につきましては事業を実施する際にあらかじめ買い手が決まっていなければいけないということではないわけですが、一方で、国内クレジット制度では、もともと大企業が中小企業の応援をして、それを自主行動計画の目標達成のために使うということで開始したものでございますから、実際のプロジェクトを始めるときには、大企業たる共同実施者が一緒にくっついていることというのが要件であったわけでございます。しかし、最近ではこのような自主行動計画以外のオフセット目的の申請なども増えてきております。また、実際にオフセットプロバイダーが暫定的に共同実施者になるというケースも増えてきております。

したがいまして、今後、プロジェクト実施時に購入者を確保しておくかどうかということについては、基本的に事業者の御判断ということで、共同実施者の要件は設けないことにしたいと思っております。

一方で、せっかくクレジットを作っても売れないようでは困るわけでございますので、購入者と結び付けるマッチングの促進が大事だと考えております。

10ページの「(3) 環境価値の正確な把握と事業者の利便性のバランス」ということでございまして、1番目が MRV についてでございます。

国内クレジット制度につきましては、審査機関及び審査員は ISO あるいは国際保証業務基準といったものを参考に策定したガイドラインに基づいて審査・実績確認を行うということが決められております。

一方、J-VER 制度につきましては、ISO14064、あるいはそれに準拠した MRV ガイドラインを策定いたしまして、審査機関につきましても ISO14065 の認定または認定申請受理といったものを要件としております。

こういった観点から、新制度におきましても ISO を視野に入れた制度設計、あるいは信頼性の高い MRV 手法の確立が必要だという認識のもとで、審査機関の要件としては ISO14065 の認定取得をお願いしたいということでございますが、一定の期間や経費がかかることを踏まえまして、J-VER制度と同様に、申請中のものも認めるといった経過措置も講じる必要があると考えております。

続きましてダブルカウントでございます。基本的にダブルカウントの問題が生じることはあってはならないことでありまして、そういったことが生じることがないように現行の両制度で取られている措置を踏まえながら適切な措置を検討していく必要があるということでございますが、まず1つ目に、日本全体の排出量でどうかということでございますが、これは国

全体の統計データを用いて行っておりますので、ダブルカウントの問題は ございません。

京都議定書目標達成計画でございますが、さまざまな個表がついている わけでございますが、これを計画全体で評価するときに、個別の対策・施 策の効果の足し上げということは行っておりませんので、厳密に言えばダ ブルカウントの問題は生じていないわけでございます。

一方、2013年以降の目標達成計画の後継計画はまだ全容が明らかになっておりませんし、策定もされておりませんが、わかりやすさの観点から、一部効果が重複しているなどの注記を行う措置を検討すべきではないかと考えております。ちなみに現在の目標達成計画でも自主行動計画と省エネのように効果の重複を計上している旨を注記しているものもございます。

また、森林吸収源対策でございますが、現行の目標達成計画においては、 自主行動計画に活用するとダブルカウントの問題が生じるために活用でき ないこととされております。

目標達成計画の後継計画はどうなるかまだわからないわけでございますが、現行の目標達成計画と同様の整理がなされるのであれば、同じような措置を講じる必要があるのではないかということでございます。

個別企業のクレジットにかかる環境価値の主張でございますが、こちらは低炭素社会実行計画参加者の創出するクレジット、これは低炭素社会実行計画に参加していてもいいのではないかということを先ほど御説明しましたが、これを低炭素社会実行計画の目標達成に活用できるとしてしまいますと、これはまたダブルカウントの問題が生じますので、低炭素社会実行計画参加者が創出するクレジットは、その計画の目標達成には活用できないとすることが適当だと考えております。

なお、この低炭素社会実行計画の参加者が活用できるとするときに、目標以上の削減行動を行った場合にのみクレジットの創出を認めるべきだという考えもございますし、そういった御意見もいただいております。これは低炭素社会実行計画が業界の目標でございますので、個社の削減行動と業界の目標以上の削減行動であるかについての判断が非常に困難だということで、基本的には削減行動の限定はせずに、クレジットの創出を認めるということが適当であると考えております。

ただし、低炭素社会実行計画のもとで、ある業種が目標削減行動を行った場合に、その削減行動が目標達成のための対策と明確に区別できる限りにおいてはダブルカウントの問題は生じません。例えば工場などで削減する分を計画の中に入れていたときに、ビルで削減した場合には、それは切り分けが可能なのであればダブルカウントの問題は生じないわけですが、

いずれにいたしましても低炭素社会実行計画の内容が明らかになった段階で、改めて判断すべきだと考えております。

温対法でございますが、J-VER 制度では当面の措置としてクレジットを 創出して誰かに移転した場合でも、温対法の報告様式の備考欄に譲渡分に 関する情報を記入するという情報開示を行っております。しかしながら今 後、より明確にする観点から、事業者の事務負担を考慮した上で、売った 人は見かけ上排出量が増えたという報告をする形で同じ削減効果を二重に 主張することを防止するような検討を行いたいと考えております。

続きまして 14 ページの「(4) クレジットの活用先」でございます。現在 両制度のクレジットの活用先は自主行動計画、あるいは温対法、あるいは 省エネ法、あるいは CSR やカーボン・オフセットといったものでございます。今後のことを考えますと、やはり新制度のクレジットの活用先は幅広 く考えるべきということで、現行の活用先が維持される制度とすべきだと 思っております。

一方で、先ほども出てまいりましたが、低炭素社会実行計画の参加者が 創出したクレジット、あるいは森林のクレジットにつきましては、大企業 等の削減目標達成に用いてしまいますとダブルカウントの問題が生じます ので、こういったものにつきましては活用先を CSR、あるいはカーボン・ オフセットに限定するということが考えられます。

なお、今の時点ではクレジットの活用先によって、クレジットに対して価格重視でいく場合とプロジェクトの由来などの内容を重視する場合などさまざまでございます。現在それぞれに応じた取引が行われておりまして、価格差も若干あるのではないかと思いますが、今後そういった取引規模が大きくなっていった際に、さらなる措置を講じる必要があるかどうかという点について、今後さらに検討することが適当だということでございます。次に、「(5) 方法論及び対象プロジェクト」でございますが、まず設備の新設に関する方法論についてでございます。 J-VER 制度では保守的な考え

国内クレジット制度については、一般的に導入されるであろう機器をベースラインにしまして、その差分をクレジットとして認証する形で新設方法論も認めております。

方に立って現在新設・増設プロジェクトは認めておりません。

現行の国内クレジット制度において、設備の新設の方法論を利用している事業者はそれなりにいるということ、新制度は事業者の自主的な排出削減の取組を促すものであることから、ベースラインの適切性はきちんと確保した上で設備の新設に関する方法論も認めるべきではないかということでございます。ただし、その場合には、新しく増設をするということで一

般消費者から疑義を持たれないような信頼性の確保も大事だということで ございます。

次に、追加性判断・ポジティブリスト方式でございます。国内クレジット制度におきましては、現在、投資回収年数をもとに全件の投資回収年数、 追加性判断を行っております。

一方、J-VER 制度におきましてはポジティブリストをあらかじめ策定いたしまして、ここでリストアップされているものにつきましてさらに投資回収年数を判断するという取組が行われております。

すでに件数もだいぶ増えてきておりまして、新しい制度におきましては 円滑な審査手続を実施するために、これまでの実績を生かして投資回収年 数が長い設備につきましては個別プロジェクトごとの投資回収年数の判断 はせずに追加性を認めるという、ポジティブリスト方式を採用すべきでは ないかと考えております。

一方で、価格変化や技術進歩などがございますので、そのリストは定期 的に見直しを行うことが必要ではないかということでございます。

次に、系統電力の排出係数でございます。現在国内クレジット制度、J-VER制度ともに、移行限界電源方式ということで一定の移行期間を設定した上で、限界電源排出係数及び全電源平均排出係数を併用する方式を採用しているところでございます。

新制度におきましても、この方式を採用すべきだと考えておりますが、 移行期間の年数や係数などを引き続き検討する必要のある部分もございま す。

「(6)地方公共団体との関係」でございますが、現在、都道府県 J-VER 制度というものがございます。これは J-VER と異なりまして、温対法の算定・報告・公表制度への活用が認められてないわけでございますが、すでに都道府県の取組はかなり進んでおりまして期待も大きくなっております。

また、日本国全体といたしましても、中央集権的な国連の CDM だけではなくて、分権的な制度ということでの二国間オフセット・クレジット制度を提案しているということもございます。

したがいまして現行の都道府県 J-VER 制度や、もっと広域の取組があれば、そういったもののクレジット認証なども認めて、活用先も幅広く考えるべきではないかということですが、一方で国の制度に活用するということになりますと、やはり国が定めたガイドライン、審査機関の要件、国が一括で管理する登録簿などの利用といったことで、国の制度との整合性・同質性といったものを確認できるような体制にしていく必要があるのではないかということでございます。

また、都道府県 J-VER のほかにも各地方自治体が独自に運営している排出削減量認証制度も多数存在していると承知しておりますが、これらの制度相互の整合性を図ることについては将来的な課題ということで考えております。

「(7)運営の体制について」でございますが、国内クレジット制度につきましては、国内クレジット認証委員会という一つの委員会で運営、方法論の承認、クレジットの認証をすべて行っているわけでございますが、J-VER制度につきましては J-VER 運営委員会、認証委員会、技術小委員会という3つの委員会で運営が行われております。

この新制度における体制につきましては、やはりクレジットの信頼性、 専門的知見の集約、透明性の確保、事務局の役割分担の明確化等々の観点 から検討すべきだと考えております。

非常に審議対象件数も増えている中で、効率的な運営というものも必要でございます。したがいまして、上記を踏まえて、新制度におきましては、制度運営と方法論の承認を行う委員会と、個別プロジェクトの承認とクレジットの認証を行う委員会の2つを設置するということでどうかということでございます。

「(8)制度の終期」でございますが、いろいろな中期目標の期限、カンクン合意などを踏まえますと、新制度は2020年度までということでございまして、それ以降につきましてはその時点で改めて検討するのが適当であると考えております。

「(9)移行措置」でございますが、いくつかのフェーズがありますが、1 つ目は方法論でございます。方法論につきましては、新制度におきましては両制度の方法論を統合したものとして、新たに事業の承認を行いたいと考えております。ただ、仮に時間がかかるということがございますと、その期間を考慮したさらなる経過措置が必要な場合もあろうかと思います。

続きまして、現在の方法論ですでに承認された、あるいは登録済みの事業の取扱いでございますが、これは新制度におきまして継続が認められる手続を用意すべきだと考えております。しかし、一定の有効期間を定めないと、陳腐な技術でどんどんクレジットが創出されるのはおかしいという視点もあると思いますので、具体的な期限につきましては今後検討いたしますが、何がしかの有効期間を定めてはどうかということでございます。

※で書いてございますが、国連 CDM では 7 年ごとにベースラインを更新 するということですので、こういったことも 1 つの参考になるかと思います。

すでに現行制度のもとで発行されたクレジットをどうするかということ

でございます。まずは国内クレジット制度につきましては、もともと自主 行動計画に充当するということでございましたので、その最終的な評価・ 検証が行われる期間までは活用可能とする必要がございます。

その他の目的に使われるものでございますけれども、やはり直ちに無効になってしまうとなりますと、なかなか実態的な混乱や悪影響も考えられるために、現行制度のもとで発行されたクレジットの有効期間は、一応次の制度の終期である 2020 年までとすることが適当ではないかと考えております。

最後にありますが、EU-ETS におきましても第二期間、われわれが言う 2012 年までに相当するわけですが、これが第三期間、すなわち 2013 年~ 20 年までキャリーオーバーができるということになっておりまして、そちらも参考にということでございます。

なお、新しく制度ができますと、クレジットの創出だけではなくてクレジットの需要を喚起する措置も積極的に講じていって、クレジットが積み残って売れ残っていくことがないようにすることが重要であるわけです。それでもなお積み残ってキャリーオーバーされると、2021年以降にさらにキャリーオーバーされるということになりまして、それによって需給関係がおかしくなってはいけませんので、2021年度以降の制度については、これが何年後になるのかわかりませんが、クレジットの有効期間を一定程度限定するということも含めて改めて検討を行うことにしたらどうかということでございます。

長くなりましたが以上でございます。

茅委員長:

ありがとうございました。

今回の検討会は3回目でございまして、すでに前回検討を行ったわけですが、一応今回で終わりの予定ですので、今日は今の骨子案の説明につきまして、皆さんのほうからぜひ忌憚のない意見を十分出していただきたいと思います。

御意見、御質問のおありの方は、札を立てていただいて発言していただ きたいと思います。よろしくお願いします。

それでは最初に大塚委員。

大塚委員:

きれいにまとめていただきましてありがとうございました。

基本的には賛成なのですが、1点だけ質問しておきたいと思いますのは、14ページ「(4) クレジットの活用先」のところで、ダブルカウントの防止のために、低炭素社会実行計画の参加者が創出したクレジットや森林吸収プロジェクト由来のクレジットにつきまして、活用先を限定するということでして、非常に重要だと思っているのですが、これをどうやって担保す

るかということは、それなりに重大な課題だと思いますけれども、これは 登録簿で担保するということをお考えなのかどうかを確認したいと思いま す。

以上です。

茅委員長: 事務局お願いします。

上田室長: 御指摘のとおりであります。登録簿についてはしっかり整理をした上で、 購入される方がわかりやいようにさまざまな情報提供ということですが、 その中には当然活用先も含まれると思いますし、事務局でもフォローした

いと思います。

大塚委員: それで結構ですが、9ページの「(1)制度の対象者」のところで限定しないということでいいのですが、限定しないと何でもやれると勘違いする可能性もあるので、登録簿でそういうことになるということは、同時にちゃんと PR していただいた方が間違いがないと思いますので一応申し上げておきます。

茅委員長: 小林委員。

小林委員: まず第1に、ダブルカウントの問題で、これまでも度々出ておりましたが、ダブルカウントの特に森林吸収源に関することですが、11ページで2013年以降関連制度の内容が明確になった際に再度妥当性について検討するということになっておりまして、そのときにまた森林吸収源のダブルカウントの問題についても前向きに検討していただきたいと思います。

また、12ページの3)に目標達成計画上の後継計画において、森林吸収量 と低炭素社会実行計画において同様の整理がなされるのであれば、という ことですが、同様の整理がなされないのであれば、またなされないことを 望むのですが、その場合には森林吸収源につきましても企業の削減目標に 考慮されるとか活用されるといったこともご検討願いたいと思います。

若干追加説明になりますけれども、森林吸収源につきまして、企業の力を活用するということが非常に有効であるということは、各自治体が行っております吸収証書制度でも示されております。例えば高知県におきましてはすでに57件で約1,650haの森林整備がなされて3万2,000tぐらいのCO2が吸収されておりまして、金額は申し上げませんけれども、県としては非常に多くの金額が企業から貢献されているということでございます。

もう1件は都道府県 J-VER について、これは後ほど田海委員からも御指摘があろうかと思いますが、16ページの中ほどに、現在のところ J-VER と異なり温対法の算定・報告・公表制度への活用は認められていないということでありますが、これは重要なポイントであります。今後都道府県 J-VERが新しい名前がどうなるかわかりませんが、多分国内クレジットと一緒に

なりまして都道府県クレジットという名前になるかもしれませんけれども、 これにつきましては温対法の算定・報告・公表制度の活用を認めるように 前向きの御検討をしていただきたいと思います。

また、都道府県 J-VER に関しましては ISO14065 等の問題が指摘されておりまして、これは大事なポイントであります。この取りまとめ案に書かれたような制度を導入すべきであると考えておりますけれども、本来の都道府県 J-VER 制度の趣旨を損なわないような方法、つまり手続が非常に煩雑であるとか経費がかかるということにならないように留意願いたいと思います。

地方分権と絡めましても、今後、都道府県クレジットを進めていくこと は重要であると思います。

以上です。

上田室長:

茅委員長: 今の件につきまして、事務局お願いします。

2 点ございましたが、ダブルカウントの問題で、整理がどうなればという話がございましたけれども、それは御指摘のような趣旨で現在固まっていないところもあるので、その考え方が将来変わるのであれば、それに基づいた整理を行うべきだということを書かせていただきましたので、そういう検討をしたいと思います。

全体でどういうふうになるかというのは大きな視点でいろいろ御議論すべきところもあると思うので、直ちにクレジット制度側の要望で全体が大きく変わるというわけではないと思いますが、全体が変わればこちらのほうも対応したいと考えております。

また、新しい制度において都道府県が認証するクレジットの算定・報告・公表制度への活用ですが、それについても事務的には調整して対応できるように努力したいと考えております。

また、認証についても、報告書に書いてありますように、国の制度との整合性、同質性を国が確認できる体制ということで、その中身のレベルの話と受け止めました。御趣旨を踏まえて検討したいと思います。

茅委員長: 小林委員、よろしいですか。

荘林委員。

荘林委員: 3 点プラス簡単な要望が 1 点でございます。私も全体的な方向性に全く 異論はございません。

1 ページの「1. はじめに」のところのボリューム的な評価の話で、先ほど約50万tでかなり数字が上がってきているという御評価だったと思うのですが、一方で第1回検討会でお聞きした世界全体のボランタリーな取引量に比べると、日本の排出シェアからすると、このボランタリーな50万t

というのはかなり小さいのではないかという気がいたします。そういう意味では、小さいということを踏まえた上で、国内でもっと伸びていく余地があるので更なる推進が期待できるといったニュアンスにされたほうがいいのではないかと思いました。

2点目は、9ページの理念④の国際的な互換性の話ですが、今申し上げた 評価の話ともかかわるわけですが、とにかく国内でいろいろなプロジェク トができるようにしようというのが両制度のもともとの大きな目的であっ たと理解しております。すると、日本企業あるいは日本のお金が、例えば オフセットするときに外に出ていかない、あるいは望むべくは外国企業が オフセット等を行うときに日本でお金を落してくれる、ストレートに書く のはあまり品がないのですけれども、目指そうとするところはそういうと ころであろうとすると、特に文言がどうのということではないのですが、 常に我々日本の制度には潜在的な競争者がいるということを強く意識する ことが必要なのではないかと思います。これは前回から申し上げているわ けですけれども、例えば物語性をオフセットに求める日本企業がこの制度 を使ってくださるという期待を持つわけですけれども、最近の VCS などの 事例を見ると、同様の物語性を求めるというのは、必ずしも日本だけの専 売特許ではないのではないかと思います。そうすると VCS が日本でも広く 意識されるようになってくると、日本企業も VCS でオフセットをしようと いうことになるのかもしれない。そのときに、いや、そうではない、この 新制度のもとでのオフセットというのは非常にいろいろな魅力を持ってい るのだということを強く打ち出す必要があるのではないかと思いました。

3点目は、14ページのクレジットの活用先の最後の部分で、価格を求める人たちと物語性を求める人たちが混在しているマーケットで、今後そのことに伴う何か問題がないかどうか、場合によっては検討すると書いておられまして、これは高く評価するものでございます。そのときに、もともと市場的な手法の大元に立ち返ると、やはりまずプロジェクトについては限界削減費用が小さいものをなるべくいっぱい拾えるようにしよう、あるいは最終的には限界削減費用が全員同一になるようにしよう、それが市場の大きな目的の1つであることを考えると、やはりそこに到達するための取引費用をいかに減ずるかというのが非常に大きな課題なのではないかと思うわけです。がっちり拝読したわけではないのですが、取引費用という単語があまり出てこないような気がしました。やはりこういうデザインのときに、取引費用をいかに下げるかということが方法論のところから始まって、すべての観点で重要になるわけですので、取引費用について何か言及したほうがいいのではないかと思いました。

最後は要望でございますが、この議論の中ではオフセットというのは、例えば企業が自分が排出したものを帳消しにする、あるいは消費者が自分が出したものを帳消しにするというニュアンスで使っておられるわけですが、一方で、国際的な例えばアメリカの市場においても豪州の市場においても、オフセットプロジェクトというと、ここで言うベースラインから排出量を下げてクレジットを発行する、そのプロジェクトのことを通常オフセットプロジェクトということが多いのではないかと思います。

私自身はどちらかというとそういう使い方をする人間なので、先ほどの 諸外国との互換性という観点で考えると、新制度のもとではプロジェクト という用語ですが、プロジェクトという言い方がわかっている方はわかっ てらっしゃるので、わからないお前が悪いと言われればそれまでですが、 もう少しわかりやすい、今さらこれをほかの国に合わせてオフセットプロ ジェクトと呼ぶのはさらなる混乱を招くとは思うのですが、少し工夫が必 要なのではないかと思いました。

以上でございます。

#### 飯田室長:

確かに「1. はじめに」の部分は書き方の問題はあろうかと思いますし、 私どもも非常に伸びてきたとは思っておりますが、世界全体に比べますと 確かに小さいと思いますので、さらに充実する必要があるという趣旨のこ とは書き加えていきたいと思っております。

3 点目の限界削減費用の観点でいきますと、日本は非常に高くなっておりますので、そういう意味では海外の制度に接続したときに、一般的には海外に日本の金が流れて安く買ってくるということが懸念されるわけですが、将来的な課題という意味でいけば、日本にお金を落してくれるようになるような仕組みであることが大事でしょうし、それには何より MRV などにつきましても制度的に海外と互換してできるようになっているということは大事だと思いますので、すぐにそういうことになるかどうかわかりませんが、意識しながら制度を運用していきたいと思っております。

取引費用の概念は非常に大事で、我々としては手間がかかるとか、方法 論のつくり方としても意識していましたが、取引費用という言葉で横断的 に考える要素もあろうかと思いますので、少し呼び方は考えたいと思って おります。

名前の問題ですが、確かに私も二国間オフセット・クレジット制度の担当者と話をしていると話が合わなかったりするときがありまして、何を言っているのだろうとお互い思っているわけですが、確かにこの世界では、これを村社会と言っていいかは別として、我々としてはオフセットというと排出した分を減らしているというふうに使っておりますので、言葉の使

い方はすでにこれで長くやってきているものですから、なかなか変えられないと思いますけれども、注釈を入れて世界とは使い方が違うと言うのかわかりませんけれども、いろいろな使い方がある中で我々はこういう使い方をしているということは、どこかで注釈で示したいと思います。

以上です。

茅委員長: よろしいでしょうか。それでは田海委員。

田海委員: 報告書の取りまとめ案の方向性については、私も特に異論はございません。今日申し上げますのは確認と要望の観点で2、3点お話をさせていただきたいと思います。

16ページの「(6) 地方公共団体との関係」ということで、今、小林先生からもお話があったことと重複いたしますが、「したがって」以降に現行の都道府県 J-VER のようなクレジット認証を認めて活用先も幅広く考えるべき、併せて国の制度との整合性・同質性を国が確認できる体制を構築すべきということでまとめていただきまして、1 点要望になりますけれども、国の制度との整合性・同質性を確認できる体制という具体的な内容はこれから検討ということになろうかと思いますけれども、その際は、現行の都道府県 J-VER の運用の状況やプロジェクト事業者の負担軽減という観点を考慮いただいて、具体的な制度設計を御検討いただきたいというのが 1 点目でございます。

この関係で申し上げますと、この意図するところは私どもは温対法の算定・報告・公表制度に都道府県 J-VER も活用できるようにということで以前から期待しておりますしお願いもしておりました。新たな新クレジット制度になるということを機に、地方公共団体が国と同等、整合していると認めた場合については活用できるようにということで制度設計をしていただけるものと考えているところですけれども、このあたりの方向性を今一度お聞かせいただければと思っております。

3 点目は 18 ページの「(9)移行措置」でございます。②の承認・登録済み事業の取扱いの部分でございます。これは確認ですが、吸収プロジェクトについて言えば、今登録認証されているプロジェクトはこれからまた吸収量が検証を経て毎年出てくるわけであります。新制度においても、事業者の一定の手続を経て認められるという仕組みが用意されると考えておるわけでありますけれども、このあたりいかがでしょうか。

以上意見を述べさせていただきました。

上田室長:

まず1つ目の国との整合性についは、現行の都道府県 J-VER の運用状況 並びに事業者の利便性、負担の軽減という観点から検討いただきたいとい うことで御要望として承りました。そういった点も踏まえて、具体的にど のような形で国との整合性・同質性を図れる制度にできるのか考えたいと 思っております。

また、そうした体制が構築されたという前提ではありますが、その際にでき上がったクレジットについて、算定・報告・公表制度での活用についての御要望についても併せて検討して準備していきたいと考えております。3点目の移行措置の②の認証されたプロジェクトから創出される2013年以降のクレジットにつきましても、まさに御懸念の点を踏まえて、事業者が不利益を被ることのないように措置を考えていくのが18ページの(9)の柱書きのところで書いている趣旨で、それぞれの問題について方策を考えていこうというところであります。

ただし、丸ごと認めて、そのまま安堵というのではなくて、過去に承認したものについてもベースラインの見直しとか、そうした環境十全性の観点から講ずべき措置はあるということは付して書いておりますので、その辺はバランスを見ながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

茅委員長: 新澤委員。

新澤委員: 4点あります。最初はダブルカウントのところですが、13ページの第1パラグラフの最後の文章の意味がわからないので説明していただきたいのですが、「したがって削減行動の限定はせずにクレジットの創出を認めることが適当であると考えられる」ということですが、このパラグラフには、低炭素社会実行計画内でのダブルカウントはだめだということを言っておいて、次に自主行動以上の目標という考え方もあるけれども、それは難しいということで、最後の「したがって」以降がどういう脈略でつながるの

かがわからないので教えていただきたいということです。

2番目は、その2つ下のパラグラフのところですが、前回もコメントしましたが、まだしっくりこないのですが、売り手は削減とは見なさず排出量として上乗せして報告することが適切だということですが、買い手のほうで排出量を報告し、また購入したクレジット量も報告しておけばいいような気もするのですが、売り手のほうで減らした排出量をまた排出しているというのが何とも奇妙で納得できないところです。

14~15 ページにかけての新設に関することですが、ベースラインが問題だということは前回も申し上げたのですが、再度ここは強調しておきたいと思うのですが、国としての目標に見合ったベースラインというものが適切だろうということで、それは例えばヨーロッパで排出権取引が行われていて、そのときのベンチマークのようなものもありますし、遜色のないようなものにすべきだと思います。

ボランタリーな制度で、そんなにしゃかりきにやらなくてもいいではないかという意見もあるかもしれませんけれども、ボランタリーな制度である特性として、比較的高いクレジットが評価されて取引されていることもあります。

国際交渉では新興国に削減しろと要求している立場にある国としてどういうベースラインを設定すべきかということに基づいて設定していただければと思います。

4番目は、18~19ページのクレジットの有効期限ですが、国連のシンク CDM の有効期限とはタイプが違い、まだ使用されていないクレジットの有効期限ということなのだと思いますが、有効期限を設定することの根拠について説明していただければと思いますし、19ページですが、なるべく事前に有効期限は設定したほうが、あとから設定するのではなくて、検討の時間的スケジュールも厳しいと思いますけれども、こういうものは私よりも大塚先生のほうが御専門でしょうが、事前にアナウンスしておかないと難しい面もあろうかと思います。

以上です。

上田室長:

最初の自主行動計画の件については飯田室長から発言していただきますので、13ページの現在 J-VER 制度で採っている措置を、もう少し新制度では拡張して、算定・報告・公表制度で措置をすべきではないか。具体的には売り手、クレジットを創出した側にクレジット創出分については埋め戻すような形で報告してもらうという措置についての説明ということだと思います。

基本的には、あるクレジット 100 t をAが創出してBが購入したという場合に、AとBが両方とも 100 t の削減を主張してしまうと 200 t 削減があったと算定・報告・公表制度側で受け止めてしまうので、必ず削減を主張するのは片方だけということに整理をするのがダブルカウントの防止です。そのときにどちらに 100 t の価値を帰属させるかという整理で考えた場合には、お金を払って購入した側がその環境価値について主張することができると考えるほうが適切なのではないかと思っています。だからこそ調整後排出量という制度もあるのかと思いますので、買い手ではなくて売り手のほうに、売ったクレジットの環境価値については主張しないという措置を求めるということです。環境価値を主張しないというのは、つまり、実排出量は 900 t なのですが、クレジットを創出するプロジェクトの実施により 100 t 減らして、プロジェクト実施前は 1,000 t だったとしたら 1,000 t というふうに言ってもらうということを求めたものであります。ここら辺はクレジット制度の世界ではこうなるけれども、国内排出量取引制度で

はまた全然違う発想になるかもしれないので、制度によって環境価値の整理が違ってくるかもしれませんが、根本は 1 つの 100 t という削減価値を 2 人が主張しないということで、今回の場合はお金を出して買ったほうがその価値を持っていると整理すると、算定・報告・公表制度ではこうなるということであります。これでもなおわかりづらいところがあろうかとは思いますが、算定・報告・公表制度上、購入者は、本来は 500 t 排出したけれどもクレジットを 100 t 買ったので 400 t 排出したとみなすということで調整後排出量は 400 t ですと言っていいというふうになっているので、それをいじるのは、せっかくクレジットが活用できる需要の 1 つにもなっているのでそのまま維持したいと思っております。

3つ目のベースラインにつきましては、15ページにもありますが、ベースラインの設定としては保守性の観点というのも投資インセンティブの観点と併せて書いておりまして、できる限り保守性の観点から、削減量を過大に見積もることはないようにやっていきたいという姿勢を示すとともに、ただし、と書いてありますが、一般の方々から見て、特にオフセットの場合、B to C で消費者の方にオフセット付き商品を買っていただくことを考えると、この制度は信頼することに足るものかという点で誤解を招くことがないように、そういった観点も加味しながらしっかりとベースラインを今後考えていきたいと思っているところでございます。

最後にクレジットの有効期間の話ですが、こちらも本来であれば十分考えて打ち出しておくのが本来かもしれませんが、期間が短くて十分に検討が至らなかったのですが、1 つは次の検討をいつ行うかということですけれども、クレジットの有効期間は少なくとも 2020 年ですから少し早めにこういったものは議論しないといけないと思います。また、2020 年というのはどうしてかと言いますと、もちろん国連で議論が進んでおります 2020年以降の制度とも連動しているわけですから、そうしたものがわかれば次にどうなるのかという議論になると、今回よりは少し早めに着手もできるのではないかと思います。

これはあくまで検討会の皆様からいただいた提言ということで報告書でありまして、3省で、またこれに基づいて実施規則なりを考えて、新たな制度のもとで御承認をいただくということになりますが、その間にできることがあれば少し考えてみたいと思います。

飯田室長:

順番が逆になりましたが、13ページでございますが、最初のパラグラフの10行目、「したがって」以下でございます。「削減行動の限定はせずに」というところの文の意味が不明であるということですが、確かにおっしゃることもごもっともだと思います。言いたいことはここの前の部分までで

尽きておりまして、低炭素社会実行計画に入っている人がクレジットを生み出す場合には CSR 目的でということは先ほど申し上げましたが、その場合であったとしても、目標以上の削減行動を行ったときにだけクレジットの創出を認めるべきだという御指摘なのだと思います。これが個社でやっているのと業界でやっているものの切り分けが非常に難しいということが「したがって」までに書いてあるところでございまして、したがってということなのですが、「削減行動の限定はせずに」というのは確かに表現として適切ではありませんで、目標以上の削減行動を行ったかどうかということにかかわらず、クレジットの創出を認めることが適当であるという文章でございます。

新澤委員: そうしますと、ベースラインが目的によって変わるということになりますが。

飯田室長: ベースラインは業界全体で考えていますので。

新澤委員: ですが、低炭素社会実行計画の目標の中であっても CSR 目的ならばクレ ジットは発行できるのはおかしいのではないかと思うのですが。

飯田室長: 例えば低炭素社会実行計画に入っている人が、例えば今までよりも省エ

ネの進んだボイラーに替えましたということになったときに、もちろん今のクレジットの考え方がなければ、あるいはあってもなくても結果的には同じなのですが、つまりそれはどうやって省エネが進んで CO2 が削減できたということで、個社の単位が積み上がって業界全体としての CO2 排出量、ないしは省エネがこれだけできましたということで目標達成していくわけです。これは今の自主行動計画のフォローアップで評価されているやり方なのですが、この間のトラック協会さんの御指摘は、そこで出てきたものを CSR 分としてでも活用したいということだったのです。もしそれが CSR として活用することがおかしければ、もちろんそれは例えば CSR に使ったのだから、見かけ上排出量が増えて自主行動計画の達成に資しないということをやれば、それはまた別になるわけですが、今の自主行動計画の目標というのはあくまでも業界全体なので、その個社の取組が業界全体の目標との関係がどうなっているかというのが明らかではないのです。よろしいですか。

新澤委員: 明らかにしようと思えばできると思うのですが、したくないということ だと思います。

業界全体としての目標であっても、目標を他の目的に使う、目標は自ら業界として達成すべきものであって、そこで生じた削減量を CSR などで活用するというのはそれこそダブルカウントだと思います。

飯田室長: 今は、J-VER 制度がすでにそうなっているわけです。J-VER 制度という

のはそういう制限が一切ありませんので、例えば自主行動計画に参加している大企業が J-VER 制度に参加した場合、そのクレジットは CSR に使えるわけです。

新澤委員: 私が見ていた範囲で1回その種のものがありましたが、それは避けたほ

うがいいのではないかということはありました。

飯田室長: 今のような御指摘もあるのですが、そういう切り分けが実務的に非常に

困難であるということもありますし、実際に例があるかどうかは別として、現に J-VER 制度でもそういうことが観念的には認められているということですから、何も今回の統合に伴って考えなければならない論点ではないのではないかというのが私どもの考えでございます。皆さんで御審議いただ

ければと思います。

大塚委員: 新澤先生がおっしゃることはわかったつもりですが、御趣旨からすると、

13 ページの 10 行目のところは、削減行動の限定はせずにクレジットの創出は認めるというのはいいのですが、認めつつ、上に書いてあるように低炭素社会実行計画の目標達成には活用できないということも書かないと多分意味がわかりにくくなっているかと思います。最初の御指摘はそういう

ことなのではないかと思いました。

茅委員長: 今の点はよろしいですね。

それでは次に松橋委員お願いします。

松橋委員: 2 点だけですが、1 点目は今の論点になっていたところですが、私も聞

いているうちに少し混乱してきたのですが、今の13ページのところは、低炭素社会実行計画に参加する者は、削減行動の限定はせずに、クレジットの創出は認めるが、しかしそれは低炭素社会実行計画の目標達成には使えないということですね。そこは最終的には事務局できちんと整理していただけばいいと思いますが、困難である、つまり業界の目標以上の削減行動であるか否かについての判断が困難であるところについては、こういう考え方もあるのではないかと思うのですが、低炭素社会実行計画の案の段階ですが、私いくつか御案内をいただいたことがあります。そこで特に要点になるのはエネルギー多消費産業ではないかと思いますが、やはり京都議定書で辛い思いをした業種が非常に多いものですから、非常に手堅い省エネ技術、削減技術だけを盛り込んでいて、特定の技術が特定されるようなものを何%まで入れますというようなことが、かなりはっきりと特定できていて、率直に申し上げますと、省エネ量とか CO2 削減量もかなりつつましいものになっております。

しかし、名だたる大企業がこういうところに入っておりますので、こういう企業に新クレジット制度に参加していただくことはとても大事で、も

し、その新クレジット制度に参画いただく場合には、自動的に低炭素社会 実行計画に盛り込まれる目標の上積みと見なすような、それらの企業が参 画された場合は、自動的に目標の上積みと見なすという考え方はなくはな いのではないかと思います。

一般的にはそういうふうにしますと、またこれを評価するときに、一般には企業は高く評価されますので、それなりに企業にとってもこういう制度に参画する意義は出てくるし、そこの切り分けは業種によってはそんなに難しくない。ここにも工場内の省エネ技術とビルにおける省エネの例が書いてありますが、そのような形で、低炭素社会実行計画の原稿の中身を見ますと、それらの判別はわりあいできる場合が多いのではないかというような期待もするわけです。

いずれにしましても、自主行動計画は、この企業が自主行動に入っているのか入っていないのかを区別するのがとても難しくて、企業はまだいいですが学校などは国立は入ってないけれども私立は入っているとか、そんなようなことで非常にしんどい思いもいたしましたので、どういった企業でも参画できるようにうまく仕組みを作っていただくことが大切なことであると思っております。

2 点目は、荘林委員から御指摘のありました取引コストの観点で、私もまことに同感でございます。原則としては、やはり CO2 削減というのは限界削減費用が安いところから進んでいくという市場原理にしたがってこういったものをつくっているという観点もございますから、取引コストを安くしていくということはとても大事だと思っております。

国内クレジット制度創設のところから私は携わっておりますが、その当時は、特に企業の中で、この取引をすることでマネーゲーム化するということに対して非常に神経質になって、こういうものが縷々転売されることが絶対にないようにという異様なまでの過敏さがありまして、それがゆえに共同実施者というものをわざわざ横につけて、市場の中で転売されることがないように措置していたわけです。

数年たちまして、そのような懸念が杞憂にすぎないということがわかってきまして、荘林委員の御指摘がありましたが、まことに世界全体の取引量からすればわずかな排出権にあたるものを、こんなものでリスクヘッジをしたりマネーゲームをしたりということが逆に言うと非常にばかばかしいということで、ここを相手にするヘッジファンドなどは今は少なくともないわけでして、そういった杞憂は取り下げて、共同実施者も今回はなくてもいいようにするということで、これは非常によいことではないかと思います。

ISO の問題については、国際的な信頼性を上げるということと、他方においては ISO を義務化すると、やはり非常にコストがかかりますし、JAB 等に承認を取るにも大変多くのコストがかかるということも、ここにすでに盛り込まれていることでございます。もちろんだからといって全部やめにするということではなくて、ここは効率性と信頼性のバランスをとっていただいて、事務局の中でうまく配分していただくといいのではないかと思います。

削減費用が安くなるようにという意味においては、やはり日本において、これから潜在的には安いコストで多くの削減ができるのは私は民生・業務部門であると思っておりまして、もちろんこの分野は消費者の行動も絡むものですら、非常に評価が難しいところではあるのですが、こういったところとの取引コストをいかに低くして、参加しやすいようにして、ここの削減を活性化していくかということも新クレジット制度に期待として盛り込まれているところだと思いますので、ぜひそういったところを御勘案いただいて、取引コストを安くしていただくことをお考えいただければありがたいところです。

以上です。

飯田室長:

ありがとうございます。

最初のところで引き続きですが、低炭素社会実行計画との関係について でございます。

もともとこの論点が出てまいりましたのも、トラック協会さんだけでなく、他にも聞くわけですが、自分の会社は中小企業で、なまじ自主行動計画をよかれと思って作ってしまったら、ビジネスチャンスを失ったというのが基本的な問題意識でございまして、先ほど私は大企業の例を申し上げましたが、あまり大企業でそういうことをやりたいという人がいるというわけではないと思いますし、確かに大企業のほうはそんなに余裕があるならさらに計画を強化するということだとも思いますので、これは考えますが、中小企業性が多分例外的な扱いの要件になるのではないかと思っていまして、そういうあたりも含めてもう少し考えさせていただいて、引き続き御相談させていただきたいと思います。

取引コストの話ですが、共同実施者の歴史的な成り立ちの経緯でございますとか、国際的な整合性、コストのバランス、いろいろ御指摘いただきました点につきましては、いずれも修文もさることながら、今後の詳細な制度設計にあたって非常に強く意識しなければいけないポイントだと思っておりますので、また詳細な制度設計をいたしまして、新しいルールをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

茅委員長: 宮城委員。

宮城委員: 取りまとめについては意見を吸い上げていただきましてありがとうございます。 異論はございません。 とりわけこの制度改正で私どもはよりよくならないといけないと思っております。 利便性の観点でも共同実施者の観点でも、あるいは活用先でも制度改善に向けて意見を取り入れていただい

たことを感謝申し上げたいと思っています。

その上で、1つ質問と2、3要望したいのですが、質問は、制度の名称はどういうふうにするのでしょうか。新クレジットという言い方がいいのかどうかわからないですが、ここで皆さんで議論すべきテーマなのかもよくわからないのでこれはどうされるのかということです。

要望は、今回の議論を通じて私が思いましたのは、商工会議所も中小企業の CO2 削減ということでクレジットの創出に力を入れていたのですが、今回議論を通じて感じましたのは、活用のほうも大事だということです。

私どもでも大規模なイベントをしていますので、そこでオフセットということでクレジットを活用することを組織として考えないといけないですし、多分それがクレジットの新制度になったことに対する私どもの貢献だと思っております。

その意味で、7ページの第3パラグラフの問題ですけれども、情報提供の在り方ですが、クレジットについてその由来となるプロジェクトの情報が活用する段階ではとても重要だと思います。なかなかコストがかかってしまうのでやるほうとしては大変でしょうけれども、視点をクレジットの創出だけではなくて活用のほうに移して見るとこういうことがとても大事で、多分それが翻ってまた創出につながるのではないかと思いますので、何とか新制度発足までに、情報提供というのは多分クレジットに付加価値がつくのではないかと思いますので、ぜひ実現をお願いしたいと思っています。

また、この新制度は2020年までということですけれども、最初に御指摘がありましたが創出自体も不十分でございますので、ソフト支援なども引き続き中小企業の利用、促進の観点からお願いしたいと思っています。

以上でございます。

飯田室長:

クレジットであることは決まっているのですが名前はまだありませんので、これにつきましては引き続き考えていきたいと思っております。活用が大事という御指摘をいただきまして、私どももまさにそうだと思っております。今回は御紹介しませんでしたが、参考資料1というもので取組事例というものをつけさせていただきました。これはカーボン・オフセット

大賞という環境省さんの取組でございますが、代表的なものとしてノミネートされた取組を御紹介させていただいておりますが、このほかにも多々あるようでございますが、例えばサッカーの試合ですと、スタジアムの収容人数が2万人ぐらいのところで1年間20試合だと350tぐらいだということでございますし、いろいろ地域エネルギーを活用した商品の販売ですと6kgとか518gなど、京都議定書目標達成計画ですと1億tなどと出てくるものですから恐ろしいわけですが、こう見ていただくと15tとか5tとか、そこそこのトン数で、クレジットの値段も変動するわけですが、巷間言われている値段で掛け合わせて考えてみましてもそこそこの値段でカーボンフリーみたいなことがある種できるような、オフセットという言葉の問題がさきほどもありましたが、カーボンフリーになるということがある種できるようなことでございます。事例がありますのでお集まりの皆様方にもご覧いただいて、こんなものかと思っていただいて、少し身近にいろいろな取組が進むようなことになればいいと思っております。

それらを含めて、今日は参考資料しかありませんが、どういったプロジェクトで成り立ってきているのか、あるいはどんな地域でできたものなのかといった由来を、これから皆様方からも御意見をいただきながら、できるだけ使い勝手のいい、いろいろな取組という形で、私どもはこれから営業を一生懸命やっていきたいと考えております。

ソフト支援などの創出側の取組ということですが、これもまさに御指摘にありますように、まだまだ不十分な部分も多いので、こちらにつきましてもいろいろな形で引き続き応援していきたいと思っております。

これは将来的な話ですが、二国間オフセット・クレジット制度で出てきたクレジットなどもいずれまたこういうところとリンクして、皆様方にお使いいただくこともあろうかと思いますので、そういった点も含めて、クレジットの需要側の取組も力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

茅委員長: 椋田委員。

椋田委員: 今回の報告書は大変よく取りまとめていただいております。特に2つの 制度を統合することによって、制度全体の透明性が高まって、事業者や国 民にとって大変わかりやすいものになると思っておりますので、ぜひこの 方向で進めていただきたいと思います。

2点ありまして、1つは7ページの3つ目のパラグラフに移転手続等の電子化等と書いてあるのですが、以前も申し上げましたように、一部の業界から申請の段階からぜひ電子化をしてほしいという話もきております。これは手間やコストを考えたときに大変重要だと思いますので、移転手続だ

けではなくて、そういった点も含めてぜひ御検討いただければと思います。 また、先ほど来議論になっております 13 ページの 4 行目のなお書き以下 は、私も読んで意味がわからなかったのですが、先ほど御説明を伺ってよ うやく理解できました。以前私はこの場でこういったクレジット制度がで きることによって、低炭素社会実行計画に参加することへのディスインセ ンティブにならないようにしていただきたいと述べました。真面目に削減 に取り組んでいる企業が、低炭素社会実行計画に入っているがゆえに環境 価値の主張に制約を受けるということはやはり避けるべきだと思いますの で、こうした考え方を何らかの形で入れていただくということは良いと思 います。

ただ、なぜわかりにくいかと言いますと、「なお」の前の「実行計画の目標達成に活用できないこととすることが適当である」の部分は、そのあとの「ただし、実行計画の下で・・・判断すべきである」につながっています。ですからそのあとに、この「なお」以下について、「オフセット目的については」という限定をつけて文章を入れていただく。特に「削減行動の限定はせずに」というところについては、もう少し言葉を足していただければ、全体の流れがわかりやすくなると思いますので、ぜひその点よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

飯田室長:

ありがとうございました。申請段階からの電子化ということも、以前から御指摘いただいておりながら私どものほうで掲載を漏らしておりまして申し訳ございません。その旨追記したいと思います。

作文上のわかりにくさということは、自分でも説明しながらおかしいと思っている部分もないわけではございませんので、いろいろ調整するプロセスでわかりづらくなっている点もあろうかと思いますので、改めまして論理的な整合性なども含めまして、きちんと整理をして、確かに椋田委員がおっしゃられたように書くときっとわかりやすいと私も思いますので、直しておきたいと思います。

以上でございます。

茅委員長: これで一応一とおり終わりましたが、ほかに御意見がございますか。 小林委員。

小林委員: 簡単なことでいくつか申し上げたいと思います。

先ほど来、13ページの議論がございますが、私は新澤委員、松橋委員が おっしゃったとおりだと思います。

1 つ確認があったのですが、環境価値は誰が主張するかというのは買い手であるということです。そういう論法からいけば買い手が表示できる。

ここにありますように低炭素社会実行計画において削減目標以上に達成しようとする者については、上積みとして表記できるということ。なおかつその場合に、これも御検討願いたいと思うのですが、吸収源についてのダブルカウントがずっと問題になっておりますが、それにつきまして現行制度下においてもそういった上乗せ分として単に追記するのであれば私は誤解は生じないと思います。例えば森林吸収源に関して、応援した企業がそれは環境価値の創造に貢献したわけですから、その企業が上乗せ分をプラスアルファとして表示するのは別に私は構わないと思うので御検討願いたいと思います。

先ほど来出ておりました、カーボン・オフセットの定義問題につきまして、荘林委員がおっしゃったような議論もあろうかと思いますが、第1回にも出たと思いますが、これにつきまして環境省の定義も過去何年間か使われておりますので、この定義でいいのではないかと私は思います。私自身も現にその定義に基づいて海外においても説明しておりまして、それほど違和感や問題意識はなかったと思っております。

もう1点は、手続費用の問題ですが、これは当然さまざまな面で引き下げを検討すべきだと思いますけれども、その1つの解決策として、現在都道府県 J-VER がありますけれども、これを国内クレジット制度も都道府県単位でやる場合に1つの解決策になろうかと思いますので、新しい都道府県クレジット制度を検討する場合に、特に ISO14065 認定との関係その他を含めましてコストアップにならないような合理化ができてコストダウンになれば1つの解決策になるのではないかと思います。

以上です。

上田室長:

まず環境価値の主張ですが、上積みして努力をしたというところですけれども、上積みして努力したものを、努力した人が主張しようとするのであればクレジットとしては売れないし、クレジットとして売ってしまうのであれば売った人は主張できないということなので、それはどちらかになるのかと思います。また、その他のものもそういう形で整理することになるのではないかと思います。

取引費用の削減の観点から都道府県 J-VER の運用についても検討いただきたいということで、そういった視点でも今後同質性などいろいろ議論があろうかと思いますが、そうしたときに今御指摘のような点も検討課題の1つとして考えていきたいと思っております。

オフセットの定義自体は、確かに我々のほうで指針を作成して、カーボン・オフセットを定義しておりまして、途上国の人たちにはそういう話をしておりますが、それが果たしてインターナショナルに、EU-ETSを導入し

ている欧州でそうした話が混乱なく使えるのかどうかというのは、もう一 度御指摘を踏まえて整理をして考えたいと思います。

茅委員長: よろしいですか。では、大塚委員。

大塚委員: 2点ですけれども、1つは13~

2点ですけれども、1つは13ページの上のほうの話ですが、結論から言うと私は大体これでいいと思っていまして、ただし書のところがあるように、低炭素社会実行計画がこれからどうなるかわからないところはあるとは思っているのですが、多くの人が低炭素社会実行計画に入ってもらいたいということとともに、入った人がどういうふうなクレジットの使い方ができるかというのも明確にしておくことは極めて重要だと思っていますので、両方を勘案した形で書いていただく必要があって、入っていただくことだけを強調して書くと結局こういう問題になるのかと思います。ただ、4行目の「なお」のところの前にもう結論が出てしまっているような感じの書き方になっているので「なお」のところも含めたあとで結論が出たほうがいいのかもしれなくて、その辺も含めてお考えいただければありがたいと思います。

もう1点は有効期間について。新澤先生から御指名がありましたのでお話したいと思いますが、先ほど飯田室長がまさにおっしゃったように、クレジットは削減のためにきわめて重要なものでございますが、他方で技術が進歩していったときに、かなり昔に出てきたクレジットをずっと使えるようにしておくということになると、バンキングと同じですけれども、あまり長い間バンキングができるようにすると、RPSというのは制度として別に理論的には悪くなかったと思いますけれども、バンキングをかなり認めたことも今回廃止して新法をつくらなければいけなくなった原因の1つだと思いますが、ずっと前の技術のもとで出てきたクレジットを延々使えるようにするというのは、将来削減に関して義務付けがなされる時期になったときに困るようになるということが多分最大の問題点だと思います。そうは言いましてもかなり長い間有効期限を認めていいと私は思ってはいるのですが、有効期限の考え方自体はそういう発想ではないかと思います。以上です。

茅委員長: それでは松橋委員。

松橋委員: テクニカルな点で1点だけ御指摘というと僭越ですがさせていただきたいと思いますが、前回申し上げた点で、クレジットの種類をある程度判別するという話ですが、あまりこの中には明示的には盛り込まれてはいないのですが、3つの種類ということをあのとき申し上げまして、すなわち吸収源が1種類、そして削減については低炭素社会実行計画の補てんに使う

ものと、そうではない CSR やオフセットに使うものということで合計 3 種

類ということを申し上げたと思いますが、明示的には文章化されておらないものの、事実上はそういった判別がある程度必要であるというふうに文章全体から読み取れるわけでございます。

ただ、そのときに1点だけ注意点がございまして、吸収源は誰が見てもほかのものと混同するものではないのですが、削減系につきまして、低炭素社会実行計画の補てんに使うものと、そうではない CSR やオフセットに使うものというのは、クレジット創出時点においては、必ずしも区別できない場合があるということなのです。中小企業とか民生、業務などから生まれてくるものについては、創出する者から見れば、それがどこに使われるか特に意識してなくて、ともかくこれで削減になるという形でつくり出していきますので、今回共同実施者の制約もないというときに、その段階ではどっちに使われるかわからない。いずれそれでクレジットが創出されてどこかに引き取られたときに、やはりこれは低炭素社会実行計画に使われましたというものと、どこかの企業の CSR かオフセットに使われましたというときに色分けされることになると思いますので、その区別のタイミングということが少し柔軟に行えるように、クレジットが創出されたときから区別されているということがなくても混乱のないように、そこを柔軟にお考えいただければと思います。

以上です。

飯田室長:

御指摘のとおりで、前回かなり多くの委員の先生方から3つの種類があるという御指摘はございました。文章の中で事実上そう読み取れるということなのだと思いますが、もしどこかそういったことを明確にできるようなことがあれば、文章上の工夫をすることを考えたいと思っております。

一方で、削減系の見分けが非常に困難であるということについては、御 指摘の点であろうかと思います。よく考えてみまして、クレジットの創出 時に例えば低炭素社会実行計画に入っているかどうかというのを確認して おいて、この人は低炭素社会実行計画に入っているからこういうことなの だと見分けられる部分もあるでしょうし、いろいろな状況の変化もその後 出てくると思いますので、今後具体的な制度設計をしていく際に、いろい ろタイミングについて柔軟にできるように考えていきたいと思っておりま す。

以上です。

新美委員:

今の飯田室長のおっしゃったことでいいと思うのですが、ただ、一点指摘しておくべきことがあります。それは、クレジットが1回の取引で完結する場合もあれば、転々と流通していく場合もありますので、クレジットそのものに何らかのフラッグを立てるようにしておく必要があるだろうと

いうことです。CSR 活動に使ったら、そのことを示す旗を立てて、低炭素 社会実行計画には入らないようにするとか、その逆だとか、そういうもの を考えておく必要があろうかと思います。

荘林委員: 今、吸収源のお話が出たので1件質問したいのですが、農地土壌の炭素

吸収については、わが国はそれをインベントリに入れないということでございます。ただ、今入れるべく交渉されておられていて、これがうまく認められれば、日本全体のボリュームとしてはそれほど大きなものでないにしろ、新たな吸収源として出てくる。新たな吸収源として出てきたものでございますので、マイナス 6%の算定とは関係ない話ですので、これについては低炭素社会実行計画にも使えるでしょうし CSR にも使えるという理

解を私はしているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

上田室長: 御指摘の点は、森林の話を考えますと、目標達成計画の中で 3.8%というのが厳然としてありまして、あらゆる森林に関する吸収源活動というの

はそこでカウントするという整理がなされて、したがってそこのクレジッ

トというものを切り分けて使えないというふうにしている。したがって今度の新しい2013年以降の同様の計画ができたときに、今御指摘のものが、

いつの時点か、最初からなのかわかりませんが、どう整理されるのかとい

うところにかかっているのかと思います。今の森林の吸収源と同じような 整理であればそれは使えないという形になると思いますし、そうではない

という整理になれば、今先生が御指摘のような削減系と同じような扱いに

もでき得るのではないかと思いますが、まずはそもそも政府全体の中でど

う位置づけるかという議論を先に政府の中でやらせていただいて、それが

決まったらそれにヒットするような形でこちらのクレジットの制度設計を

考えていくのかと思います。

大友室長: 今の上田室長の話のとおりだと思いますが、実際に現実に森林吸収源と

同じように定点調査をして、それのトータルとしての国としての吸収源を 出そうということで今いろいろと調整しているところなのですが、例えば

農家が土壌に堆肥を入れたり稲わらを入れて炭素を入れたものに対して、 その農家が何t炭素を入れたか、どれだけたまったのかというのは今のと

ころそのシミュレーションはなくて、農家が個々に判断できないという技

術的な限界があります。それにつきましては、今筑波の研究機関に農家それぞれの土壌炭素の吸収がどれぐらいなのかを測れるプログラムをぜひ作

ってほしいという話をしていまして、今すぐは無理ですが、将来的には森 林のように努力した人たちのクレジットがカーボン・オフセットに使える

可能性はあると思っています。

茅委員長: よろしいですか。

では、皆さんの御意見も出揃ったような気がいたしますが、ほかにはよろしいですか。

小林委員。

小林委員: これは今すぐの議論にはならないと思うのですが、第1回の検討会でも

私申し上げましたけれども、伐採木材のルールが前回の COP で定まりまして、通称 HWP ですが、それに伴って国内における木材固定量のインベントリ上の扱いというのが検討されていると思いますが、将来この制度の中に

木材固定量のクレジットも検討課題だと考えております。

以上です。

茅委員長: 何かこれについてコメントはありますか。

上田室長: 具体的にはそれがどういう形で発足可能なのか、そうしたデータを見な

がら具体的には個別方法論を今後考えていく上で、そういうことが組み得

るものかどうか議論になっていくのではないかと思っております。

茅委員長: それでは御意見も出尽くしたと思いますので、一応委員の御議論はここ

で切りまして、今後の取扱いについて、スケジュールを含めて事務局から

お願いします。

飯田室長: それでは資料3を御覧ください。今後のスケジュール案についてでござ

います。本日、委員の皆様方からご意見をいただいた部分につきまして、 この場でも申し上げましたとおり、いくつかの点については文章、あるい は文章の構成も含めて考え直させていただきたいと思っておりますが、そ

れをもってパブリックコメントを6月下旬から7月上旬で実施したいと考

えております。

その結果を踏まえて必要な修正を施したいと思います。大幅な修正があれば、この検討会を再び開催させていただきまして御審議をいただきたいと思いますが、そうでない軽微な修正でしたら、できましたら委員長、委員長代理に御一任いただいて、私ども事務局と相談させていただきたいと思っております。

その上で7月下旬に取りまとめを公表させていただきたいと思っております。

その後、方法論ですとか、いくつか具体的な運営員会のルールなどを議論いたしまして、12 月以降に新しいクレジット制度、名前はまだありませんが運営委員会の中で規則や方法論の審議、御承認をいただきたいと思っておりまして、2013 年 4 月から新しいクレジット制度を開始したいと考えております。

以上でございます。

茅委員長: 私から今の説明に対して質問ですが、運営委員会というのはこの検討会

のことですか。

飯田室長: これはまた新しい体制で立てつけなどを考えて、改めて考えたいと思っ

ております。

茅委員長: ありがとうございます。

小林委員。

小林委員: 今回の委員会でほぼ今後の見通しが出てきたわけですけれども、来年の

4 月から新しい制度が始まるということで理解いたしましたが、現在、こと J-VER 制度に関しましては、様子ながめで新しいプロジェクトの動きも停滞しておりますし、企業の動きも停滞しているように思うのですが、できるだけ早い機会に空白期間が生じないようにいろいろと動けるようにし

ていくべきだと私は思います。

以上です。

茅委員長: それは当然のことだと思います。ありがとうございました。

それでは今日の会議を終わる前に、委員長代理の新美委員から一言お願いなります。

いいたします。

新美委員: きわめて短い期間でしたけれども、委員の先生方から多角的かつきわめて深い内容の御議論が出て、私自身も大変勉強させていただいたところでございます。

その中から統合に向けての論点をほぼ網羅して、それぞれ解決の方向が 示していただけたのではないかと思っております。

小林委員からもありましたように、来年の4月から発足するということを目指しておりますので、そのために制度としての具体化の作業が急ピッチで進められなければいけないと思っております。

この具体化の作業は事務局が寝食を忘れて作業していただけると思いますけれども、今回の議論の中で、やはり課題は非常に多いということもわかってきたと思いますので、皆様方のお知恵をお借りしながら、委員長とともに事務局サイドと協力しながら今少し努力させていただきたいと思っております。

先ほども小林委員からありましたように、制度の切り替わりのときですが、今の制度が停滞するということは本意ではないところですので、移行措置がどうなるのかということは本来の制度が決まる前にできるだけ早いタイミングで、現在の制度に乗ったクレジットは新しい制度ではこうなりますということは早めに公表することが望まれると思っております。

13年度以降、スムーズに開始できるようにみんなで努力していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

茅委員長:

ありがとうございました。

最後に、私委員長から一言言わせていただきたいのですが、今回は今まで出ておりました J-VER 制度と国内クレジット制度の統合という方向に向けていろいろ御検討いただいたわけです。

実は私も国内クレジット制度の委員長をやっておりまして、しばしばいくつかの企業等から J-VER 制度と国内クレジット制度が別々にあるのはどうもやりにくいので何とかならないかという話が出ておりましたので、今回の統合に向けてのこういった検討は大変重要だと思って参加したわけですが、参加して議論してみますと、今のクレジット制度の中にはやはりいろいろ議論しなければならない問題点があるということが大変よくわかりました。

例えば自主行動計画、あるいは低炭素社会実行計画といったものの参加 者のつくるクレジットの問題についてもだいぶ御議論がありましたがこれ もいい例だと思います。

実は、まだこれ以外にも、今日は議論に出ませんでしたが、電源の排出 係数問題についても、今までのままでいいという意見しかないのならば大 変楽なのですが、現実にはやはり期間が5年ではなくて8年にわたること を考えると、もう一度検討すべきだという意見が依然ございまして、こう いった問題も今後検討課題であると思っています。

いずれにいたしましても、来年4月から新しいクレジット制度がうまく 発足することを私としても祈っているわけですが、そういった中で、今の ような問題も同時に検討していくことが必要かと考えております。

これまで3回にわたりましていろいろ熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

事務局から何か連絡事項はございますか。

飯田室長:

一言ごあいさついたします。大変短い時間でございましたが、先生方に 御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

いろいろな経緯や目的の違いがありまして、J-VER 制度と国内クレジット制度はもともと立ち上がってきたわけでございますが、今回、2013 年度以降は一緒にやっていくということになりまして、これも最初から先生方にはそういう方向でチェーンアップしていただきましたので、ここまでいくことができたと思っております。

そうは申しましても、まだまだこれからやらなければならないことはたくさんございます。また個別に先生方にいろいろお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

上田室長:

短い間でこれだけ内容の濃い検討をしていただき、また御提案いただき

ありがとうございました。私もこの検討会に参加させていただきまして、特にアンケートで多くの方から 2013 年以降の体制、また統合に期待を寄せられているということに心を強くしたところでありますし、毎回多くの傍聴者の方が来られているということも、やはりこの制度に対する 2013 年以降の期待の高さではないかと思います。この雰囲気は、とにかくいいものを 2013 年以降もつくっていこうということで多くの人が集うということでもありますので、今後の名称はどうなるのかという話がありましたが、多くの関係者が一緒にやっていこうと思えるような新しい制度の名称も事務局三省で考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

大友室長:

農林水産省でございますけれども、農林水産省としましてはシステムの中の一部ですけれども、森林吸収源やメタン、一酸化二窒素というように CO2 削減の中では少し異端な分野がございますけれども結構大きな比率を占めておりまして、そういう面からも今回参加させていただいておりまして、今後もそういう分野をどんどん伸ばして、地球温暖化防止対策に関して農林水産省としても貢献していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

茅委員長:

ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。